

本意見は、パブリックコメントの期限が迫っていたため、事務局長名で提出したものです。

1. 件名「公益法人制度改革（新制度の概要）に関する意見」

2. 個人／団体の別

団体

3. 氏名／団体名

社団法人自由人権協会 事務局長 小町谷 育子

4. 職業（個人の場合）

5. 住所

〒150-0002

港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306

6. 連絡先（電話番号またはメールアドレス）

03-3437-5456

7. 該当項目（下記の項目一覧を御参照ください）

2-2

2-5

2-7

8. 意見の概要（御意見の要旨を項目ごとに80字以内にまとめて記述願います）

2-2 ①目的・事業のア、イ、ウの意義をさらに明確化し、特にウについては、団体の規模に応じた柔軟な基準の設定を求めます。③財務等のうち、内部留保について「必要な限度を超えて」の意義を明確化すべきです。④の社員名簿については、一般の者に閲覧謄写を許すべきではありません。

2-5 委員会の委員の資格、選任方法、他の審議会等の委員との兼職の禁止等を明記すべきです。

2-7 公益的事業の例示には、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」も含むべきであると考えます

9. 意見（本文）

2-2 公益認定法人の満たすべき要件については、まず、「公益的事業として営利企業と競合する性質を有する事業活動等を行わないこと」の意義を明確化すべきであると考えます。たとえば、チャリティコンサートやチャリティ映画上映な

本意見は、パブリックコメントの期限が迫っていたため、事務局長名で提出したものです。

どは、コンサートおよび映画上映自体は、営利事業が行っていることと同一です。したがって、営利事業と競合する性質を有する事業活動等に該当する場合を明確化しなければ、公益的な活動を著しく制限することになると考えます。

次に、「公益的事業に係る事業費が、原則として、全事業費及び管理費の合計額の半分以上を占めること」の要件について再考を求めます。このうち「管理費」とは、人件費を含む趣旨と考えるべきか、あるいは人件費は、全事業費に含まれているのか、明確にさせていただきたいと思います。「管理費」に人件費が含まれるとするならば、小さな団体が、事務所を借り、常勤のスタッフを雇用した段階で、全事業費及び管理費の合計額の半分以上を占める可能性が高いと考えます。かなりの規模の団体でなければ、この要件を満たす可能性は少ないと考えられます。団体の規模に応じた柔軟な基準の設定を求めます。

さらに、財務について「必要な限度を超えて内部留保を保有しないこと」とありますが、公益的な事業を行う団体では、市民の方々から特定の目的のために、基金の設立を寄託され、預金の形で多額の金員を保有している場合があります。たとえば、薬害訴訟の支援のためという目的のために、基金が設立された場合、この基金を利用しようという薬害訴訟の被害者が現れるまで、基金は利用される機会を待つこととなります。この場合、かなり長期間の内部留保となることも想定されます。「必要な限度を超えて」という文言が何を意味するのか、明確にさせていただくことを要望します。

最後に、帳簿書類の備付け、合併・解散等の届出等において、「社員名簿（社団の場合）・・・を事務所に備え付け、請求をした一般の者に対し、プライバシー保護等に留意しつつ、これを閲覧謄写させること」とありますが、団体の性質によっては、一般の者の社員名簿の閲覧謄写を許すべきではないと考えます。すなわち、人権擁護活動を行っている団体については、その団体に所属していることをもって、社員がどのような思想・信条を有しているかを推知することになる可能性があります。社員名簿を開示することは、思想・信条の調査に協力することになりかねません。思想・信条の自由は、憲法で保障された権利であり、社員名簿の開示を義務付けることできないと考えます。

2-5 概要では、有識者からなる委員会の意見に基づき、公益性を有する法人を認定する仕組みとなっています。つまり、有識者からなる委員会の意見は、公益性を有する法人の認定を左右するものと考えられます。しかし、概要は、有識者からなる委員会の委員の選任方法等が明らかではありません。

本意見は、パブリックコメントの期限が迫っていたため、事務局長名で提出したものです。

現在、有識者からなる委員会や、審議会、検討会の委員の選任方法が不明朗であり、各種の委員会を掛け持ちしている委員も多いところです。委員会の委員の資格、選任方法、他の審議会等の委員との兼職の禁止等を明記すべきであると考えます。

2-7 公益的事業の例示には、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」も含むべきであると考えます。日本のみならず各国では、市民が中心となって、いわゆる NGO により、人権擁護活動が進められています。たとえば、国連は、NGO について特別協議資格を設け、NGO が国連の会議に参加し、人権擁護・促進のための発言を行うことを認めています。これは、NGO の活動の重要性を認めたものであり、日本においても、国連関係の活動をしている NGO は多数存在します。また、国連が人権状況の調査を行う際にも、NGO の報告は重要な意義を有しています。このように、NGO による人権擁護活動は、国際社会で認められた公益的な活動にほかなりません。

したがって、公益認定法人として認定される可能性のある団体の事業について、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」を例示し、例示に偏りがないように再考すべきであると考えます。

以上